



鳥取県公報

令和8年3月10日（火）
第9771号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールの利用料金の一部改正 （113）（スポーツ課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 鳥取県指定史跡の指定の解除（114）（とっとり弥生の王国推進課）・・・・・・・・ 2 鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例に規定する特定種畜（115）（畜産振興課）・・ 2 土地改良区の役員の就退任（116）（中部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 3 指定居宅サービス事業者の指定（117）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・ 4 指定障害福祉サービス事業の廃止の届出（118）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
-------	--

告 示

鳥取県告示第113号

令和6年鳥取県告示第304号（鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールの利用料金について）により告示した利用料金の一部を改正することについて、鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第1号。以下「産業体育館条例」という。）第10条第2項及び鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第24号。以下「社会体育施設条例」という。）第11条第2項の規定に基づき令和8年2月26日承認したので、産業体育館条例第10条第3項及び社会体育施設条例第11条第3項の規定により告示する。

令和8年3月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																															
<p>1 利用料金</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 設備利用料</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 冷暖房利用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">金額（1時間につき）</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">冷房</th> <th style="width: 30%;">暖房</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メインアリーナ</td> <td style="text-align: center;"><u>12,000円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>11,000円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td style="text-align: center;">60円</td> <td style="text-align: center;">60円</td> </tr> <tr> <td>2階ロビー</td> <td style="text-align: center;">1,200円</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>2 略</p>	区分	金額（1時間につき）		冷房	暖房	メインアリーナ	<u>12,000円</u>	<u>11,000円</u>	略			研修室	60円	60円	2階ロビー	1,200円	1,000円	<p>1 利用料金</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 設備利用料</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 冷暖房利用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">金額（1時間につき）</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">冷房</th> <th style="width: 30%;">暖房</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メインアリーナ</td> <td style="text-align: center;"><u>11,000円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>9,570円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td style="text-align: center;">60円</td> <td style="text-align: center;">60円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>2 略</p>	区分	金額（1時間につき）		冷房	暖房	メインアリーナ	<u>11,000円</u>	<u>9,570円</u>	略			研修室	60円	60円
区分		金額（1時間につき）																														
	冷房	暖房																														
メインアリーナ	<u>12,000円</u>	<u>11,000円</u>																														
略																																
研修室	60円	60円																														
2階ロビー	1,200円	1,000円																														
区分	金額（1時間につき）																															
	冷房	暖房																														
メインアリーナ	<u>11,000円</u>	<u>9,570円</u>																														
略																																
研修室	60円	60円																														

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

鳥取県告示第114号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第31条第2項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定史跡の指定が解除されたので、同条第3項の規定において準用する同条例第5条第4項の規定により告示する。

令和8年3月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

史跡の部

名称	所在地	解除年月日
羽衣石城跡	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字古城958-1、958-2及び958-7	令和8年2月17日

鳥取県告示第115号

鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例（令和2年鳥取県条例第52号）第2条第2項の規定に基づき、特定種畜を次のとおり告示する。

令和8年3月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名号	個体を識別する番号	指定の日	備考
磨伊絆	14328-5084-3	令和8年3月1日	検定中

鳥取県告示第116号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、次のとおり北谷土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和8年3月10日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

退任した役員の氏名及び住所

理事 笠 見 猛 倉吉市中野214
 // 重 道 里 史 倉吉市長谷109
 // 荒 益 正 之 倉吉市杉野256
 // 松 島 雅 治 倉吉市福本125
 // 佐々木 正 美 倉吉市大河内111
 // 高 岡 正 清 倉吉市福富316
 // 野 嶋 千 洋 倉吉市沢谷154
 // 福 永 秀 樹 倉吉市中野128-1
 // 東 本 静 美 倉吉市俣谷236-1
 // 西 谷 圭 二 倉吉市森245
 // 牧 茂 幸 倉吉市大河内525
 // 金 居 みどり 倉吉市杉野174
 // 重 道 世津子 倉吉市長谷93
 監事 福 井 守 倉吉市福富108
 // 陰 山 正 章 倉吉市森72-2
 令和8年2月23日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 笠 見 猛 倉吉市中野214
 // 重 道 里 史 倉吉市長谷109
 // 松 島 雅 治 倉吉市福本125
 // 野 嶋 賢 二 倉吉市福富171-1
 // 野 嶋 千 洋 倉吉市沢谷154
 // 金 居 修 省 倉吉市杉野176
 // 藤 井 博 行 倉吉市中野174
 // 東 本 静 美 倉吉市俣谷236-1
 // 西 谷 圭 二 倉吉市森245
 // 古 林 一 久 倉吉市大河内484
 // 佐々木 正 美 倉吉市大河内111
 // 金 居 みどり 倉吉市杉野174
 // 重 道 世津子 倉吉市長谷93
 監事 福 井 守 倉吉市福富108
 // 陰 山 正 章 倉吉市森72-2
 令和8年2月24日就任 任期4年

鳥取県告示第117号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月10日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人厚生会	リハデイ茶町	米子市茶町25	令和8年3月1日	通所介護

鳥取県告示第118号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月10日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
株式会社 パワフル ジャパン 伯耆	西伯郡伯耆町溝 口196-1	はっぴーだいせん	西伯郡伯耆町溝口196 - 1	就労継続支援A型	令和8年3 月31日